



# 宮 崎 県 公 報

平成25年12月17日（火曜日）号外 第67号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁	
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	2	○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……（こども家庭課）
○知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……（ 〃 ）	3	○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……（労働政策課）
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……（財政課）	4	○国宮大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例……（農村計画課）
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（市町村課）	5	○河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……（河川課）
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……（国保・援護課）	7	○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……（港湾課）
		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……（建築住宅課）
		○宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例……（企業局）

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 改正の理由及び主な内容  
大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第34号）

- 改正の理由及び主な内容  
宮崎県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ知事及び副知事の退職手当の額について改正を行うとともに、その他の特別職及び教育長の退職手当の額についても所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 改正の理由及び主な内容  
旅券法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 改正の理由及び主な内容  
第二種動物取扱業者に対する勧告に関する事務等の知事の権限に属する事務を、その取扱いに同意した市に移譲するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 改正の理由及び主な内容  
宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の納付に係る延滞金の利率に関して、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

## 1 改正の理由及び主な内容

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、宮崎県青少年問題協議会を宮崎県青少年健全育成審議会に統合するため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第39号）

## 1 改正の理由及び主な内容

緊急雇用創出事業臨時特例基金（震災等緊急雇用対応事業）の執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額を国へ返還するため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

## 1 改正の理由及び主な内容

国営大淀川左岸土地改良事業等の負担金の徴収に係る延滞金の利率に関して、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年1月1日から施行することとしました。

## ◎ 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第41号）

## 1 改正の理由及び主な内容

河川法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第42号）

## 1 改正の理由及び主な内容

入港料等に係る延滞金の利率に関して、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

## 1 改正の理由及び主な内容

ひとり親世帯の居住の安定を図るため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例（条例第44号）

## 1 改正の理由及び主な内容

宮崎県工業用水道の料金に係る延滞金の利率に関して、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

**条 例**

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(災害派遣手当) 第6条の6 災害派遣手当は、 <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本県に派遣された職員</u> に対して支給する。 2 [略]	(災害派遣手当) 第6条の6 災害派遣手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本県に派遣された職員</u> (2) <u>大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため本県に派遣された職員</u> 2 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第34号

## 知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、知事等の退職の日における給料月額に、知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 知事 <u>100分の70</u> (2) 副知事 <u>100分の50</u>	(退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、知事等の退職の日における給料月額に、知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 知事 <u>100分の65</u> (2) 副知事 <u>100分の46</u>

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第5条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の10</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]	(退職手当) 第5条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の9</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第5条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の30</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]	(退職手当) 第5条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当)	(退職手当)

第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の30</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]	第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]
---	---

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当)	(退職手当)
第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の30</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]	第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に勤続月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。 3～5 [略]

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 旅券法第20条第1項第5号に規定する一般旅券の記載事項の訂正 一般旅券記載事項訂正手数料</u> (7) 削除 (8) 旅券法第20条第1項第9号に規定する一般旅券の査証欄の増補 一般旅券査証欄増補手数料 (9)～(453) [略] 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。 (1)・(2) [略] <u>(3) 一般旅券記載事項訂正手数料 交付の時</u> (4)～(12) [略] 3～5 [略]	第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6)及び(7) 削除</u> (8) 旅券法第20条第1項第5号に規定する一般旅券の査証欄の増補 一般旅券査証欄増補手数料 (9)～(453) [略] 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。 (1)・(2) [略] <u>(3) 削除</u> (4)～(12) [略] 3～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単	位	金	額	備	考
[略]								
6 一般			1	件につき	200	円		
旅券記								
載事項								
訂正手								
数料								
[略]								

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単	位	金	額	備	考
[略]								
6 削除								
[略]								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料及び手数料徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町 村	事 務	市 町 村
[略]		[略]	
6の3 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）による次の事務 (1) <u>第22条の8第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理（森林法第25条の2第2項の規定により指定した保安林に係るものに限る。）</u> に関すること。 (2) <u>第22条の11第1項第3号及び第4号の規定による届出の受理（森林法第25条の2第2項の規定により指定した保安林に係るものに限る。）</u> に関すること。	[略]	6の3 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）による次の事務 (1) <u>第60条第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理（森林法第25条の2第2項の規定により指定した保安林に係るものに限る。）</u> に関すること。 (2) <u>第63条第1項第3号及び第4号の規定による届出の受理（森林法第25条の2第2項の規定により指定した保安林に係るものに限る。）</u> に関すること。	[略]
[略]		[略]	
17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）による次の事務 (1) [略] (2) 第11条第1項（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による <u>第1種動物取扱業者登録簿への登録に関すること</u> 。 (3)～(9) [略] (10) 第15条の規定による <u>動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること</u> 。 (11)～(16) [略] (17) 第23条第1項の規定による <u>勧告に関すること</u> 。 (18) [略] (19) 第23条第3項の規定による <u>措置命令に関すること</u> 。 (20) 第24条第1項の規定による <u>報告の徴収及び立入検査に関すること</u> 。 (21) <u>第24条の2第1項の規定による届出の受理に関すること</u> 。 (22)～(34) [略]	[略]	17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）による次の事務 (1) [略] (2) 第11条第1項（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による <u>第一種動物取扱業者登録簿への登録に関すること</u> 。 (3)～(9) [略] (10) 第15条の規定による <u>第一種動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること</u> 。 (11)～(16) [略] (17) 第23条第1項（ <u>第24条の4において準用する場合を含む。</u> ）の規定による <u>勧告に関すること</u> 。 (18) [略] (19) 第23条第3項（ <u>第24条の4において準用する場合を含む。</u> ）の規定による <u>措置命令に関すること</u> 。 (20) 第24条第1項（ <u>第24条の4において準用する場合を含む。</u> ）の規定による <u>報告の徴収及び立入検査に関すること</u> 。 (21) <u>第24条の2の規定による届出の受理に関すること</u> 。 (22)～(34) [略]	[略]
		17の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）による次の	宮崎市



		<p>事務</p> <p>(1) 第2条第3項の規定による必要と認める書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(2) 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付に関すること。</p> <p>(3) 第2条第6項の規定による登録証の再交付に関すること。</p> <p>(4) 第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理に関すること。</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による更新期間前の登録の更新に関すること。</p> <p>(7) 第5条第6項の規定による必要と認める書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(8) 第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催通知に関すること。</p> <p>(9) 第10条の6第3項の規定による必要と認める書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(10) 第12条の規定による周辺住民からの苦情の申出等の受理に関すること。</p> <p>(11) 第13条第10号の規定による特定動物の管轄区域外における飼養又は保管の通知の受理に関すること。</p> <p>(12) 第15条第3項の規定による必要と認める書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(13) 第15条第5項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付に関すること。</p> <p>(14) 第15条第6項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付に関すること。</p> <p>(15) 第15条第8項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第15条第9項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理に関すること。</p> <p>(17) 第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第17条第1号ロただし書及び同号ハただし書の規定による観覧者等の安全性の確保の承認に関すること。</p> <p>(19) 第18条第3項の規定による必要と認める書類の提出の要求に関すること。</p> <p>(20) 第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理に関すること。</p>	
[略]		[略]	
37 [略]	各市町村（都城市及び日向市を除く。）	37 [略]	高原町
[略]		[略]	

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表の6の3の項及び37の項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第37号

## 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (処分の特例)</p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 (処分の特例)</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>3 <u>当分の間、第2条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第38号

## 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第25条 知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、宮崎県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 知事は、前項第3号から第6号までに掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(組織等)</p> <p>第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2～10 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第25条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、宮崎県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項</u></p> <p><u>(2)～(7) [略]</u></p> <p>2 知事は、前項第4号から第7号までに掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(組織等)</p> <p>第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 <u>審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p>12 <u>審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u></p>

- 13 部会に属すべき委員は、会長が指名する。  
 14 第 5 項から第10項までの規定は、部会に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(青少年問題協議会に関する条例の廃止)
- 2 青少年問題協議会に関する条例（昭和28年宮崎県条例第38号）は、廃止する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 [略]	2 [略] 3 <u>基金は、平成25年度に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例

(国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

- 第1条 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例（昭和54年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(延滞金の割合の特例)</u> 2 <u>当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u>

(国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

- 第2条 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例（昭和57年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(延滞金の割合の特例)</u> 2 <u>当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合</u>



は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第3条 国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例（昭和60年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	<u>（施行期日）</u>
2 [略]	1 [略]
	<u>（負担金の徴収方法の特例）</u>
	2 [略]
	<u>（延滞金の割合の特例）</u>
	3 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部改正）

第4条 宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例（昭和60年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<u>（施行期日）</u>
	1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
	<u>（延滞金の割合の特例）</u>
	2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第5条 国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例（昭和63年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<u>（施行期日）</u>
	1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
	<u>（延滞金の割合の特例）</u>
	2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前

年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第6条 国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例（平成9年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（負担金の額）</p> <p>第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により町に負担させる負担金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額以内で知事が定める額とする。</p> <p>（1）土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条の2第7項第4号に規定する指定工事（以下「指定工事」という。）に係る事業に係る県負担金の9分の1の額</p> <p>（2）〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から政令第52条の2第7項第4号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>3 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（負担金の額）</p> <p>第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により町に負担させる負担金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額以内で知事が定める額とする。</p> <p>（1）土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条の2第4項第2号に規定する指定工事（以下「指定工事」という。）に係る事業に係る県負担金の9分の1の額</p> <p>（2）〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の<u>全て</u>が完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から政令第52条の2第4項第2号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>3 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>2 <u>当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>

（国営西諸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第7条 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例（平成9年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により市町に負担させる負担金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額以内で知事が定める額とする。</p> <p>(1) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条の2第7項第4号に規定する指定工事(以下「指定工事」という。)に係る事業に係る県負担金の9分の1の額</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から政令第52条の2第7項第4号に規定する指定事業費額(以下「指定事業費額」という。)に係る負担金(次号に掲げる場合に該当する場合であって、政令第52条の2第7項第5号に規定する第一種指定工事等事業費額(以下「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る負担金を除いた負担金)を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(3) 指定工事が完了する以前において、政令第52条の2第7項第5号に規定する第一種指定工事等(以下「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から指定事業費額に係る負担金(第一種指定工事等事業費額に係る負担金に限る。)を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(4) 国営土地改良事業が完了する以前において、政令第52条の2第7項第6号に規定する第一種工事等(以下「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から同号に規定する第一種工事等事業費額(以下「第一種工事等事業費額」という。)に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>3 第2条第4項の規定により市町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により市町に負担させる負担金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額以内で知事が定める額とする。</p> <p>(1) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条の2第4項第2号に規定する指定工事(以下「指定工事」という。)に係る事業に係る県負担金の9分の1の額</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から政令第52条の2第4項第2号に規定する指定事業費額(以下「指定事業費額」という。)に係る負担金(次号に掲げる場合に該当する場合であって、政令第52条の2第4項第3号に規定する第一種指定工事等事業費額(以下「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る負担金を除いた負担金)を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(3) 指定工事が完了する以前において、政令第52条の2第4項第3号に規定する第一種指定工事等(以下「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から指定事業費額に係る負担金(第一種指定工事等事業費額に係る負担金に限る。)を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(4) 国営土地改良事業が完了する以前において、政令第52条の2第4項第4号に規定する第一種工事等(以下「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者から同号に規定する第一種工事等事業費額(以下「第一種工事等事業費額」という。)に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>3 第2条第4項の規定により市町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は</p>

、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該市町に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第一種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を負担させることが適当であると知事が認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度（当該第二種指定工事（政令第52条の2第7項第5号ロに規定する第二種指定工事をいう。）のうち同項第3号ハに規定する指定工程（以下「指定工程」という。）を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町の同意を得て指定する年度）

(4) 国営土地改良事業が完了する以前において、第一種工事が完了し、かつ、当該市町に当該負担金のうち第一種工事業費額に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合 当該第一種工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度（当該第二種工事（政令第52条の2第7項第6号ロに規定する第二種工事をいう。）のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町の同意を得て指定する年度）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該市町に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第一種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を負担させることが適当であると知事が認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度（当該第二種指定工事（政令第52条の2第4項第3号ロに規定する第二種指定工事をいう。）のうち同号に規定する指定工程（以下「指定工程」という。）を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町の同意を得て指定する年度）

(4) 国営土地改良事業が完了する以前において、第一種工事が完了し、かつ、当該市町に当該負担金のうち第一種工事業費額に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合 当該第一種工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度（当該第二種工事（政令第52条の2第4項第4号ロに規定する第二種工事をいう。）のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町の同意を得て指定する年度）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第8条 国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例（平成14年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<u>（施行期日）</u>
	<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>
	<u>（延滞金の割合の特例）</u>
	<u>2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第6条中国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例第3条及び第4条の改正規定並びに第7条中国営西諸土地改良事業負担金徴収条例第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項、宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例附則第2項、国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項及び国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第41号

##### 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法に基づく流水占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(流水占用料等)</p> <p>第2条 法第23条の許可を受けた者は別表第1に定める流水占用料を、法第24条の許可を受けた者は別表第2に定める土地占用料を、法第25条の許可を受けた者は別表第3に定める土石等採取料を納めなければならない。</p> <p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第3条 流水占用料等は、法第23条から第25条までの許可の都度、その全額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が当該許可をした日の属する会計年度の翌会計年度以降にわたる場合における当該許可に係る翌会計年度以降の流水占用料等については、毎会計年度の4月に当該年度分を徴収する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(流水占用料等)</p> <p>第2条 法第23条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者は別表第1に定める流水占用料を、法第24条の許可を受けた者は別表第2に定める土地占用料を、法第25条の許可を受けた者は別表第3に定める土石等採取料を納めなければならない。</p> <p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第3条 流水占用料等は、法第23条、<u>第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録の都度</u>、その全額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>許可又は登録の期間が当該許可又は登録をした日の属する会計年度の翌会計年度以降にわたる場合</u>における当該許可又は登録に係る翌会計年度以降の流水占用料等については、毎会計年度の4月に当該年度分を徴収する。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第42号

##### 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>当分の間、第12条の2第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>



附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県港湾管理条例附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居者の決定) 第8条 [略] 2～5 [略] 6 知事は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人又は障害者で知事が定める条件を具備するもの、知事が定める基準以下の収入を有する者で速やかに一般県営住宅に入居することを必要としているものその他特に居住の安定を図る必要がある者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、知事が割当てをした一般県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。	(入居者の決定) 第8条 [略] 2～5 [略] 6 知事は、第1項に規定する者のうち、 <u>配偶者のない者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）</u> で20歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人又は障害者で知事が定める条件を具備するもの、知事が定める基準以下の収入を有する者で速やかに一般県営住宅に入居することを必要としているものその他特に居住の安定を図る必要がある者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、知事が割当てをした一般県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例

宮崎県工業用水道条例（昭和39年宮崎県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>この条例の施行日は、知事が別に規則で定める。</u>	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例の施行日は、 <u>知事が別に規則で定める。</u> <u>(延滞金の割合の特例)</u> 2 当分の間、第30条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県工業用水道条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。